

令和5年4月臨時会 総務常任委員会記録

令和5年4月26日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

目 次

令和 5 年 4 月 26 日（水）	5 頁
--------------------------	-----

令和5年4月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	4 月 26 日 (水)	審査日程の決定 企画政策部審査 議案乙第15号 〔説明、質疑〕 市民環境部審査 議案甲第20号・第21号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第15号、議案甲第20号・第21号 〔総括、採決〕

4 月臨時会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 5 年 4 月 26 日付託〕

議案乙第15号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 1 号）

〔可決〕

議案甲第20号専決処分事項の承認について

〔承認〕

議案甲第21号専決処分事項の承認について

〔承認〕

〔令和 5 年 4 月 26 日委員会議決〕

令和 5 年 4 月 26 日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 牧瀬昭子

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 伊藤克也

委員 松隈清之

委員 和田晴美

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長 松雪努

総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長 田中大介

総合政策課政策推進係長兼まち・ひと・しごと創生推進室地方創生推進係長 小柳洋介

市民環境部長 吉田忠典

市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼

消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民環境部次長兼国保年金課長 佐藤道夫

国保年金課健康保険係長 下村志保

税務課長 佐々木利博

税務課長補佐兼市民税係長 北三希子

税務課固定資産税係長 有馬健次

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

企画政策部審査

議案乙第15号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案甲第20号専決処分事項の承認について

議案甲第21号専決処分事項の承認について

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第15号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第20号専決処分事項の承認について

議案甲第21号専決処分事項の承認について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時14分開会

中村直人委員長

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

中村直人委員長

本臨時会で総務常任委員会に付託されております議案は、乙議案１件、甲議案２件です。

委員会の審査日程につきましては、お手元に配付のとおり、企画政策部、市民環境部の順に関係議案を審査し、その後、総括、採決といたしたいと思いますので御了承のほどお願い申し上げます。

それでは、執行部準備のため暫時休憩します。

午前10時15分休憩



午前10時16分開会

中村直人委員長

再開いたします。

~~~~~

企画政策部

議案乙第15号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中村直人委員長

これより、企画政策部関係議案の審査を行います。

議案乙第15号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

資料のほうは書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

それでは、議案乙第15号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画政策部関係について御説明いたします。

配付しております総務常任委員会資料により御説明いたします。

委員会資料2ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金2,060万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の受入に伴う国庫補助分でございますが、その内訳といたしましては、市立小中学校の給食材料費につきまして、物価高騰による保護者負担の増額分を公費で負担するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育部所管の文教厚生常任委員会にて御説明することとしております。

以上、議案乙第15号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）のうち、企画政策部関係についての説明を終わります。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **尼寺省悟委員**

地方創生臨時交付金ですが、これの受入れが決まったのは、4月の段階で分かっと思ったんじゃないかと思うけど、違う？

この受入れが決まったのは、もっと早い段階で、4月の段階で……（「今が4月」と呼ぶ者あり）

それを聞いているわけ。決まっていたんじゃないでしょうか。違うのか。

#### **田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

3月の末頃に国より金額の内示を受けたところでございます。

#### **尼寺省悟委員**

ここで質問するのめどうかと思うけれども、これを使った形で中学校の給食費の値上げを抑えるということであるならば、この件について、今ではなくて、何で4月の当初予算でしなかったのかと思うけど。

**松雪努企画政策部長**

先ほど田中が申しましたように、3月末に金額が分かったものですから、当然、当初予算には時期的に間に合わない。なおかつ、今回の市長改選もございましたので、政策的経費は6月補正ということで予定をしております。

ですので、尼寺議員の御質問へのお答えといたしましては、当初予算にはとても間に合わない状況でございました。

**尼寺省悟委員**

分かりました。分かったのが3月末であるから、当初予算に間に合わないと。

そういうことですね。

**中村直人委員長**

いいですか。

ほかにございませんか。

**牧瀬昭子委員**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関してですけど、今後の見込みとして、どういうふうに関からの情報が来ているのかとか、もしあれば教えてもらえないでしょうか。

これからの見込み、これからまだ続くのかとか、もう終わるよとかっていう情報があれば、もしなければいけないで結構です。

**田中大介総合政策課長兼まち・ひと・しごと創生推進室長**

総額といたしまして3億円ほどの内示をいただいているところでございますが、それぞれ支出方法につきましては、今後、計上に向けて精査を進めているところでございます。

以上でございます。

**松雪努企画政策部長**

補足をいたします。

コロナ対応臨時交付金につきましては、5類引下げなどもありますけれども、例えば、今までも補正予算とかで計上されておりましたけれども、今後については、全然、今は見通せないような状況でございます。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございました。御報告いただきました、3億円の内示ということですけど、これはいつまでに使うようにとかいう、締切りのものっていうのは言われているんでしょう



おはようございます。

市民環境部関連の議案の審査に入ります前に一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会における市民環境部関連の議案は、甲議案2本でございます。

いずれも専決処分事項の承認でございます。1つ目が鳥栖市税条例の一部を改正する条例。

2つ目が、鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、それぞれ改正、施行したものでございます。

それぞれの改正の内容等につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、御審査のほどよろしくお願いいたします。

#### 佐々木利博税務課長

ただいま議題となりました、議案甲第20号専決処分事項の承認について御説明いたします。

常任委員会参考資料の2ページをお願いいたします。

本件につきましては、令和5年度税制改正法案の地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月28日に成立し、3月31日に公布されたことに伴い、4月1日施行に関する分について鳥栖市税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

改正の主なものとしたしましては、1点目が軽自動車税環境性能割の税制区分の見直しです。

自動車を取得した場合に、車両の取得価格に対して、環境性能に応じ課税する環境性能割の税率区分を、新型コロナウイルス感染症等の影響により、半導体不足等の影響を踏まえまして税率区分を令和5年12月まで据置きし、令和6年1月以降、段階的に税率区分の引上げを行うものでございます。

2点目が、軽自動車税種別割のグリーン化特例の見直しです。

排出ガス性能や燃費性能に優れた自動車に対して、自動車税を軽減するグリーン化特例の電気自動車等を取得した場合における種別割の現行の軽減措置等について、適用期限を3年間延長するものでございます。

次のページになります。固定資産税に関するものでございます。

1点目が、中小企業等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置を取得した場合に、固定資産税を軽減する特例措置の創設で、令和4年度までは、同様な特例措置があり、特例率は条例で定めることとなっておりました。

課税標準の特例率をゼロとしておりましたが、改正により、地方税法で定めることとなり、3分の1となりました。

次に２点目が、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る税額軽減措置の創設となります。

管理計画認定等の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模改修工事を、期間内に実施した場合に、家屋に係る固定資産税の軽減を行うものでございます。

対象マンションにつきましては、築20年以上が経過している10戸以上のマンション、長寿命化工事を過去に１回以上適切に実施していること。また、長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していることとなります。

工事期間は令和５年４月１日から令和７年３月31日の期間に完了した長寿命化工事とされ、申請は、工事完了後３か月以内にすることとされております。

また、これらの改正のほか、地方税法をはじめとする根拠法令の改正に伴う項ずれや文言の整理を行っております。

以上、御説明とさせていただきます。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **和田晴美委員**

中小企業等の補助金ですか、固定資産税についてお尋ねさせてください。

これまでの実績と、もしお分かりでしたら、これに対応した企業さんの、その後の成果的なものが分かれば教えていただきたいんですが。

どのぐらいこれが活用されて効果が出ているのか、私のほうで見てこなかったのも、御存じでしたら教えていただけますでしょうか。

#### **有馬健次税務課固定資産税係長**

前回の議会でも御答弁させていただきましたが、令和３年度の生産性革命の実現に向けた先端設備等の課税特例措置としまして、新規でこの制度の適用を受けました事業者の件数が３件で、軽減税の概算額は88万円となっており、令和４年度新規の事業者の件数は７件、軽減税の概算額が157万円となっているところでございます。

実績として以上になっております。

#### **和田晴美委員**

もう一度確認です。

よく分からなかったのも、令和３年３件、令和４年に７件、合わせて10件の企業さんのその後の成果ではないけれども、様子は分からないということですか。

#### **佐々木利博税務課長**

現状については把握しておりません。

**和田晴美委員**

すいません、私も分からないことが何分多くて、追加で御質問させていただきます。

対象になった10件の後追い調査じゃないけれども、様子を見るようなことというのは、こういったケースではふだんされていないんですか。

**佐々木利博税務課長**

税制の部分に係りますので、税制の部分については後追いとかありませんし、もともとのこの認定というのは、商工会とかのほうで行われるものですので、実際、後追いとかされるとあればそちらのほうでされるものだと考えております。中小企業相談所とかの相談窓口でされるものと思っております。

**和田晴美委員**

ありがとうございます。では、そちらのほうに問合せいたします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**松隈清之委員**

前もお尋ねしたんですけど、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る減税の分ですけど、これ前回、管理計画認定マンションっていうことの要件があるって言われていたじゃないですか。

で、管理計画認定マンションって市内にはないって言われていましたよね。

で、申請する相手は鳥栖市ですか、それとも佐賀県なんですか。申請する先っていうのは。認定をしてもらうための申請先っていうのは。

**佐々木利博税務課長**

計画の認定というのは市とか県とかもあります。市の場合は市ですね。

あと、マンション管理センターっていう財団法人のほうもありまして、そちらで認定というのもございます。

今、市内に33棟のマンションがございます。そのうち、20年を超えるものが15棟ありますが、今のところ認定とか申請をされているというのはございません。

また、県に確認したところ、県内でも認定だとか申請の動きとかがあるっていう情報は入っていないということです。

全国のマンション管理適正化センターというところのウェブ上に認定マンションの件数が出ておりました。全国で今、46件となっております。

近隣では、福岡県が2件と熊本県で2件の認定マンションがあるというふうに情報では載っておりました。

## 松隈清之委員

法の趣旨っていうか、この減税もそうですけど、言うたら、結構長くなって、あんまり修繕とかが計画的に行われないマンションが増えてきて、そういうことでトラブルになってくるので、ちゃんと計画的に管理していますよっていう認定を受けるとか、あるいは、そういう認定を受けたところの大規模修繕に関して、減税措置があるわけじゃないですか。

ということは、法の趣旨からすると、ちゃんと管理しているっていうメリットがあるんで、ちゃんと管理しているっていう、認定をもっと受けてくださいよって促進していかなくやいかんですよ。認定する側っていうのは。

これは鳥栖だけでなく全国的にも少ないということだけれども、そういうアナウンスってしていないんですよ、きっと。

## 佐々木利博税務課長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律というのが昨年4月に改正されております。

今回のこの認定を受けるためには、令和3年9月以降に管理計画の見直しを行ったものとなっておりますので、それから見直しをされている状態だと思います。

ですので、今から認定を申請されるマンションが出てくるんじゃないかと考えております。

## 松隈清之委員

だとすると、この減税措置って適用期間は令和6年度までに工事終わったところなんですよ。

時間的に——大規模改修ってまあまあ時間かかりますよ。御存じか知らんですけど、大規模修繕するときって、それなりにやっぱり計画を立てたり、見積り取ったりとかっていうこともかかるので、言ってすぐ2か月後、3か月後にやりましょうという話にもならないので。法律のことはもうここに言ってもしょうがないですけども。

ただ、何でもこういうことやっているかっていう法の趣旨を考えると、鳥栖市内に今後、管理が不十分なマンションが、さっき言ったように30何棟で、10何棟は20年以上を超えているんでしょう。

今後また時間がたてばたつほど年数は変わってくるし、そういうところが管理不十分で、後々トラブルのもとになっていまいかなんじゃないですか。

だから、なるべくきちんとした管理を推進していく、減税措置はただの減税措置だけど、何でもこういう減税措置をやっているかっていう法の趣旨を考えると、やっぱりマンションの適正管理っていう推進も含めて、どこが担当するのか分かんないんだけど、市として考えていかないかなんじゃないかなと思いますけど。

中村直人委員長

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。



## 議案甲第21号専決処分事項の承認について

中村直人委員長

続きまして、議案甲第21号専決処分事項の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

ただいま議題となりました、議案甲第21号専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

甲議案参考資料の4ページをお願いいたします。

本案は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和５年３月31日に公布され、同年４月１日施行分について、鳥栖市国民健康保険条例の一部改正が必要となったため、同年３月31日付で専決処分したものでございます。

改正の主な内容につきましては、2点ございます。

1 点目は国民健康保険税の賦課限度額の改正で、後期高齢者支援金等課税分の賦課限度額を現行20万円から22万円に引き上げるものでございます。

なお、基礎課税分及び介護納付金課税分につきましては、据置きとなっております。

5 ページをお願いいたします。

2点目は国民健康保険税の軽減措置の改正で、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、国保加入者数に乘すべき金額を現行28万5,000円から29万円に。

また、2割軽減においては現行52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、7割軽減につきましては、据置きとなっております。

このことによりまして、５割及び２割軽減の上限判定所得額が引き上げられ、世帯の所得がそれぞれの軽減判定所得以下であれば、医療給付費分、後期支援分及び介護納付金分の均

等割と平等割がそれぞれ減額されるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

#### 中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### 尼寺省悟委員

前も質問したんですけれども、軽減対象者ですね。

7割軽減は据置きですけれども、このことによって、それぞれ対象者が何人から何人に増えるのか。それと、そのことに要する金額ですが、幾らなのか。

まずそれを聞かせてください。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

5割軽減のほうを先に申し上げますけれども、改正前が1,381世帯から、改正後1,404世帯、23世帯の増となります。金額につきましては、約100万円の増ということになります。

次に、2割世帯でございすけれども、改正前の世帯数が963世帯から、改正後が999世帯となりまして36世帯が増加いたします。これに合わせて軽減額が70万円弱の増となっております。

以上でございます。

#### 尼寺省悟委員

今回7割軽減はないったいね。

一番低所得である困っている人の対象を増やすというのが普通だと思うけれども、それが無いのはどうして。

#### 佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長

7割軽減分につきましては、住民税基礎控除額が43万円以下とされておりまして、今回の7割軽減額についても同額とされておりますので、改正はなしということになっております。

#### 尼寺省悟委員

分かりました。次ですけれども、課税限度額ですけれども、今回課税限度額が99万円から102万円。

平成21年から毎年のように上がっているというふうなことで、国の説明によると、高齢化社会の進展に伴って、保険財政が悪化していくと。

これをただ単純に、保険税率を上げると、いわゆる中間層にしわ寄せが来るので、そういうことならば、高所得者に余計に負担させようと、そういうことだろうと思うけれども。

このことによって、限度額を超える世帯が、幾らから幾らに減るのかということと、比率。

国が基本的に1.5%ぐらいに抑えようというふうなことを言っているようですけれども、そ

の分、それについて。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

賦課限度額の改正による世帯数ですけれども、改正前が168世帯、改正によりまして147世帯、21世帯の減となります。

今回の改正に伴いまして賦課限度額の世帯の割合でございますけれども、全体で申し上げますと、改正前が2.23%でございますけれども、改正によりまして、2.14%に減少します。

限度額につきましては、今回の改正によりまして310万円ほどの減となります。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

分かりました。それと、さっきも言ったように、基本的に中間層に対してしわ寄せせんために、高額所得者に値上げする、基本的に値上げするんだということですが。

高額所得者っちゅうのは、どれぐらいの所得階層なのかと。

上がると、高額所得者だからそのくらい当然だと。

一体どれぐらいの所得階層なのかということを聞きたいんですが。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

一般的な計算上の話をさせていただきますけれども、1人世帯の場合ですと、改正前が720万円ほどから、改正によりまして、760万円ほどに上ります。

2人世帯で申し上げますと、690万円ほどから733万円ほどに上がるということになります。

つけ加えますと、3人世帯で申し上げますと、約660万円から、改正になりますと700万円に上がるというふうになっております。

以上でございます。

**尼寺省悟委員**

所得で700万円というと、収入では1,000万円に近い額、それが高額所得者。

だから、その人たちに対して毎年、引き上げるのは仕方ないと言え、仕方ないことだろうと思うんやけれども。

ただ、疑問に思うのは、毎年こういった形で限度額を上げていると、こんなことだったら、最初から限度額とか設けんで、保険税率のとおり計算して、高額所得を含めて取れば、こんな面倒くさいことせんでいいけれども。

何でわざわざ——そのことをいいと言っているわけじゃないんだけれども、何でわざわざそんなことをしているんか。

**佐藤道夫市民環境部次長兼国保年金課長**

賦課限度額の制度につきましては、受益と負担の関係で、被保険者の納付意欲に与える影

以上でございます。

にもかかわらず、こんな高い税金を払わないかんのは、納得できんと。

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

この後、総括及び採決を行いますので、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

ssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssssss

再開いたします。

~~~~~

– 20 –

「はい」と呼ぶ者あり]

総括を終わります。

中村直人委員長

~~~~~

中村直人委員長

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

御異議なしと認めます。よって議案乙第15号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第1号)中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。



中村直人委員長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

– 21 –

議案甲第21号専決処分事項の承認について

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長      中    村    直    人

